(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市国府町町屋字ロヲツ谷四三三、四三四、四三四の一、五七〇の一、字**飯**山五七一の一、五七一の七、国府町上地字堂面五〇五の一、五〇五の二、字上新田六四六の一、六四六の三、六四六の四、六四六の六、八九四の三、字ヲロ谷河原七四七の九、字子太ヶ田七七六の七、字森谷八四八、字大平ル九〇九の一、九一二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百七十七号

宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第十三条の規定により登録認証機関の登録事項の変更の届出があったので、同規則第二十二条第二号の規定に基づき公示する。

平成二十五年五月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

○海上保安庁告示第百三号

海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）第十条第十四項の規定に基づき、分離通航方式に関する告示（昭和五十二年海上保安庁告示第八十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年六月一日協定世界時〇時から施行する。

平成二十五年五月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

変更に係る登録事項

・氏名又は名称

変更前　社団法人全国宅地擁壁技術協会

変更後　公益社団法人　全国宅地擁壁技術協会

・認証事務を行う事務所の名称

変更前　社団法人全国宅地擁壁技術協会

変更後　公益社団法人　全国宅地擁壁技術協会

○国土交通省告示第四百七十八号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則の表利率欄中「〇・八パーセント」を「〇・七パーセント」に改める。

附則第三項の表利率欄中「一・一パーセント」を「一・〇パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十五年四月十日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

別表の3の表を次のように改める。

3　RODSHER島沖分離通航方式

分離帯	通航路
イからへまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とへに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面	分離帯の北側及び南側の境界線からそれぞれ分離帯の外側1海里の海面
イ　北緯60度0・43分東経26度30・16分の地点 ロ　北緯60度1・05分東経26度34・86分の地点 ハ　北緯60度0・35分東経26度44・24分の地点 ニ　北緯59度59・85分東経26度44・08分の地点 ホ　北緯60度0・15分東経26度40・21分の地点 ヘ　北緯59度58・76分東経26度30・16分の地点	

別表の60の表を次のように改める。

60　SAN FRANCISCO沖分離通航方式

分離帯	通航路
1　イからへまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面 イ　北緯38度9・09分西経123度20・82分の地点 ロ　北緯37度58・45分西経123度9・49分の地点 ハ　北緯37度48・52分西経122度47・63分の地点 ニ　北緯37度47・66分西経122度48・29分の地点 ホ　北緯37度57・67分西経123度10・31分の地点 ヘ　北緯38度8・03分西経123度21・34分の地点	トからタまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びトに掲げる地点とタに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。） ト　北緯38度10・14分西経123度20・29分の地点 チ　北緯37度59・22分西経123度08・66分に掲げる地点 リ　北緯37度49・29分西経122度46・79分の地点 ヌ　左欄のハに掲げる地点 ル　左欄のニに掲げる地点 ヲ　北緯37度46・72分西経122度48・76分の地点 ワ　北緯37度56・89分西経123度11・14分の地点 カ　北緯38度6・92分西経123度21・82分の地点 ヨ　左欄のへに掲げる地点 タ　左欄のイに掲げる地点